

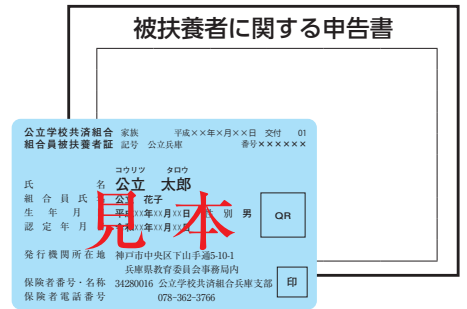
## 被扶養者に関するQ & A

共済組合の被扶養者に関するよくある質問にお答えします！

### ケース1 被扶養者のパート・アルバイトの給与が3か月平均で限度額を超えた場合

**Q** 妻のパートでの給与が3か月平均で108,334円を超えました。どのような手続が必要ですか。

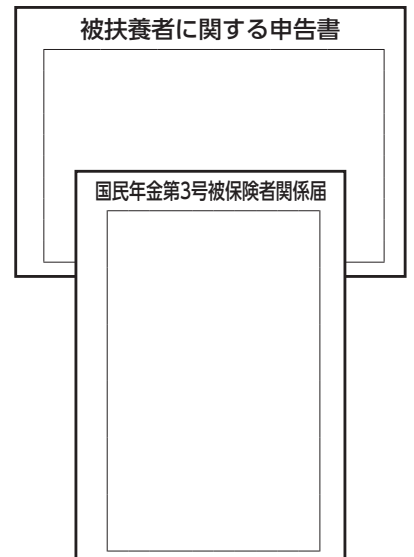
**A** 年間の給与見込額が130万円未満であっても、給与の3か月平均が月額限度額である108,334円以上となった時点で資格を喪失します。**被扶養者の認定取消しの申告をし、「被扶養者証」を返却してください。**60歳未満の配偶者については、「国民年金第3号被保険者関係届」を添付してください。収入超過により非該当となります。勤務先で健康保険制度の適用がない場合は、国民健康保険に加入してください。



### ケース2 妻が退職して無職無収入となった場合

**Q** 妻が退職して会社の健康保険がなくなりました。どのような手続が必要ですか？

**A** 退職後、被扶養者の認定要件を満たしていれば、共済組合の被扶養者として認定することができます。認定の手続をしてください。退職後31日以上を経過して届け出た場合、届出日からの認定になります。(退職日の翌日から認定することはできません。)60歳未満の配偶者については、**共済組合への認定手続の際に「国民年金第3号被保険者関係届」をあわせて提出してください。**  
※日額3,612円以上の雇用保険（失業給付）の受給期間中は共済組合の被扶養者として認定されません。給付制限期間は認定可能です。



〈就職時に認定取消しの手続をせず、退職後31日以上経過して認定取消し・再認定の届出をした場合〉

